

岩手医科大学における学術研究活動に係る行動規範

制定 平成 27 年 3 月 17 日

岩手医科大学（以下「本学」という。）は、「誠の人間を育成する」ことを基本理念とし、「まず人としての教養を高め、十分な知識と技術とを修得させ、進んでは専門の学理を究め、実地修練を積み、出でては力を厚生済民に尽くし、入っては真摯な学者として、斯道の進歩発展に貢献する」ことを建学の精神に掲げ、教育研究活動に取り組んでいる。

また、本学の教職員は、「本学の公共的使命を自覚し、職場の秩序を守り、誠実にその職務に専念しなければならないこと」、「常に人格の陶冶、知識の向上、技能の錬磨に努め、互いに人格を尊重してその職務を遂行しなければならないこと」、「職務を遂行するについて、責任を重んじ、法令及び大学の諸規程を遵守すると共に、職務上の指揮命令に従わなければならないこと」を守るべき服務規律として就業規則に定め、行動することが求められている。

本学は、この建学の精神と就業規則のサービスの原則、生命倫理規範のもとに、日本学術会議の提言する「科学者の行動規範」に準拠し、研究に従事する研究者、事務職員、技術職員及びその他関連する全ての者（以下「教職員等」という。）が遵守すべき行動規範をここに定める。

（教職員等の基本的責任）

- 1 教職員等は、自らが生み出す専門知識や技術の質を担保する責任を有し、さらに自らの専門知識、技術、経験を活かして、人類の健康と福祉、社会の安全と安寧、そして地球環境の持続性に貢献するという責任を有する。

（教職員等の姿勢）

- 2 教職員等は、常に正直、誠実に判断、行動し、自らの専門知識・能力・技芸の維持向上に努め、科学研究によって生み出される知の正確さや正当性を科学的に示す最善の努力を払う。

（社会の中の科学者）

- 3 教職員等は、科学の自律性が社会からの信頼と負託の上に成り立つことを自覚し、科学・技術と社会・自然環境の関係を広い視野から理解し、適切に行動する。

（社会的期待に応える研究）

- 4 教職員等は、社会が抱く真理の解明や様々な課題の達成へ向けた期待に応える責務を有する。研究環境の整備や研究の実施に供される研究資金の使用にあたっては、そうし

た広く社会的な期待が存在することを常に自覚する。

(説明と公開)

- 5 教職員等は、自らが携わる研究の意義と役割を公開して積極的に説明し、その研究が人間、社会、環境に及ぼし得る影響や起こし得る変化を評価し、その結果を中立性・客観性をもって公表すると共に、社会との建設的な対話を築くように努める。

(科学研究の利用の両義性)

- 6 教職員等は、自らの研究の成果が、科学者自身の意図に反して、破壊的行為に悪用される可能性もあることを認識し、研究の実施、成果の公表にあたっては、社会に許容される適切な手段と方法を選択する。

(研究活動)

- 7 教職員等は、自らの研究の立案・計画・申請・実施・報告などの過程において、本規範の趣旨に沿って誠実に行動する。研究者は研究成果を論文などで公表することで、各自が果たした役割に応じて功績の認知を得るとともに責任を負わなければならない。研究・調査データの記録保存や厳正な取扱を徹底し、ねつ造、改ざん、盗用などの不正行為を為さず、また加担しない。

(研究環境の整備及び教育啓発の徹底)

- 8 教職員等は、責任ある研究の実施と不正行為の防止を可能にする公正な環境の確立・維持も自らの重要な責務であることを自覚し、科学者コミュニティ及び自らの所属組織の研究環境の質的向上、ならびに不正行為抑止の教育啓発に継続的に取り組む。また、これを達成するために社会の理解と協力が得られるよう努める。

(研究対象などへの配慮)

- 9 教職員等は、研究への協力者の人格、人権を尊重し、権利に配慮する。動物などに対しては、真摯な態度でこれを扱う。

(他者との関係)

- 10 教職員等は、他者の成果を適切に批判すると同時に、自らの研究に対する批判には謙虚に耳を傾け、誠実な態度で意見を交える。他者の知的成果などを正當に評価し、名誉や知的財産権を尊重する。また、科学者コミュニティ、特に自らの専門領域における科学者相互の評価に積極的に参加する。

(社会との対話)

- 11 教職員等は、社会と科学者コミュニティとのより良い相互理解のために、市民との対話と交流に積極的に参加する。また、社会の様々な課題の解決と福祉の実現を図るため

に、政策立案・決定者に対して政策形成に有効な科学的助言の提供に努める。その際、科学者の合意に基づく助言を目指し、意見の相違が存在するときはこれを解り易く説明する。

(科学的助言)

- 12 教職員等は、公共の福祉に資することを目的として研究活動を行い、客観的で科学的な根拠に基づく公正な助言を行う。その際、科学者の発言が世論及び政策形成に対して与える影響の重大さと責任を自覚し、権威を濫用しない。また、科学的助言の質の確保に最大限努め、同時に科学的知見に係る不確実性及び見解の多様性について明確に説明する。

(政策立案・決定者に対する科学的助言)

- 13 教職員等は、政策立案・決定者に対して科学的助言を行う際には、科学的知見が政策形成の過程において十分に尊重されるべきものであるが、政策決定の唯一の判断根拠ではないことを認識する。科学者コミュニティの助言とは異なる政策決定が為された場合、必要に応じて政策立案・決定者に社会への説明を要請する。

(法令遵守)

- 14 教職員等は、研究の実施、研究費の使用等にあたっては、法令や関係規則を遵守する。

(差別の排除)

- 15 教職員等は、研究・教育・学会活動において、人種、ジェンダー、地位、思想・信条、宗教などによって個人を差別せず、科学的方法に基づき公平に対応して、個人の自由と人格を尊重する。

(利益相反)

- 16 教職員等は、自らの研究、審査、評価、判断、科学的助言などにおいて、個人と組織、あるいは異なる組織間の利益の衝突に十分に注意を払い、公共性に配慮しつつ適切に対応する。

(教職員等の責任)

- 17 教職員等は、研究費の管理等においては、不正行為を行わず、また加担しないことはもとより、不正行為の発生を未然に防止するよう努める。